

引継ぎ条件の合意について

平成 22 年 7 月 7 日

日本原子力研究開発機構

大成・大林・三井住友特定建設工事共同企業体

独立行政法人日本原子力研究開発機構と大成・大林・三井住友特定建設工事共同企業体（以下、「現施工企業体」という）は、幌延深地層研究計画地下施設工事（第Ⅰ期）に係わる工事用仮設備（以下、「仮設備」という）を幌延深地層研究計画地下施設整備（第Ⅱ期）等整備事業（以下、「Ⅱ期工事」という）の契約者（以下、「次期施工企業体」という）に引継ぐ条件について下記のとおり合意した。

記

①仮設備の引継ぎに要する費用

引継ぎ可能な仮設備は別添資料に示す通りであり、これら全ての仮設備を引継ぐことを原則とする。このうち引継ぎをしない仮設備については、次期施工企業体は撤去費用（残存価格、搬出及び指定場所（札幌市内）への運搬費を含む）を負担するものとする。

Ⅱ期工事入札日までに仮設備の引継ぎについて現施工企業体と次期施工企業体は引継に関する協議を行い、その協議結果について、次期施工企業体の引継ぎの範囲、支払条件、引継ぎをしない理由等を明示した書面によりⅡ期工事入札時に日本原子力研究開発機構に報告すること。

引継ぎ可能な仮設備の日本原子力研究開発機構による査定額（機器損料等を踏まえた引継ぎ日時点の残存価格）は 3, 039 百万円である。なお、内訳を希望する者にはⅡ期工事の契約担当部署で交付する。

現施工企業体の保有する薬剤、燃料、骨材、セメント等の現場在庫品については、引継ぎ可能な仮設備に準じるものとする。これらの査定額は、日本原子力研究開発機構と現施工企業体とのⅠ期工事契約に係る単価に基づくものとする。

②仮設備の運転指導と引継ぎ方法

仮設備の運転の指導については、マニュアル等（取扱説明書、仕様書、完成図面、点検記録簿等）の引き渡しによって行うものとする。但し、現施工企業体の運転技術者による運転指導を希望する場合には、その費用、時期について次期施工企業体は現施工企業体と協議するものとする。

③引継ぎを行う仮設備の保証期間

現施工企業体は引継ぎ日までに引継ぎを行う仮設備の点検を行い、補修の必要がある場合は適宜補修を行っておくものとし、引継ぎ日後 3 ヶ月間は仕様書に示される性能を保持できる状態で引き渡すものとする。

④その他の仮設備

①に示す以外の仮設備についても、次期施工企業体は現施工企業体と引継ぎ費用等について協議のうえ、引継ぐことができる。

⑤引継ぎ日

引継ぎ日は平成 22 年 12 月末日とする。

以上